

付3 安全運転管理協会について

裾野地区安全運転管理協会

安全運転管理者の選任義務（道路交通法第74条の3）

自動車の使用者は、安全運転に必要な業務を行わせるため、規定の台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、安全運転管理者を選任しなければならない。

《安全運転管理者の選任を必要とする自動車の台数》

- ・乗車定員11人以上の自動車の場合・・・1台
- ・その他の自家用自動車の場合・・・・・・・・5台以上
（大型自動二輪車または普通自動二輪車は、それぞれ0.5台として計算するものとする）
- ・自動車運転代行業は営業所ごとに選任する

罰則…

安全運転管理者を選任しなかった場合
5万円以下の罰金
法人等両罰5万円以下の罰金

法定講習を受講させる義務…

自動車の使用者は、公安委員会から安全運転管理者等の法定講習の通知を受けた時は、安全運転管理者等にその講習を受けさせなければならない。

◎安全運転管理者選任数（令和4年12月末現在）

安全運転管理者 265名

副安全運転管理者 87名

安全運転管理協会の活動は、協会の活動にご理解していただいた会員の方々のご協力により運営させていただいています。



安全運転コンクール



交通安全イベント



交通安全体験車



街頭広報

○会員を対象に各種表彰事業のほか重大事故発生通報、管内の交通事故発生状況などの発信、交通安全教育DVDの貸し出しなどを行っています。